

令和6年能登半島地震災害義援金のお取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

当金庫では、令和6年能登半島地震により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金のお取扱いをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に配分されます。
振込依頼書には、必ず【寄付先（「能登半島地震災害義援金」）】をご記入ください。

2. 取扱期間

令和6年1月11日（木）～令和6年12月13日（金）

3. お振込先

天草信用金庫／センター
別段預金 能登半島地震災害義援金

4. 振込手数料

無 料

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

《所得税等の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

令和6年7月1日（月）以降の義援金受付分から、日本赤十字社による受領証の発行がとりやめられましたので、当金庫が発行する〔振込依頼書の控え〕が、義援金受付分に係る寄付金控除の証明書類となります。



夢・希望・未来

天草信用金庫